

備前市内規

備前市発注工事における現場代理人取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、備前市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)の適用を受ける工事(第5条を除き以下単に「工事」という。)における現場代理人(備前市契約規則(平成17年備前市規則第47号。以下「規則」という。)第60条の規定による現場代理人をいう。)の適切な配置を推進し、もって工事の適正な施工体制の確保を図るため、現場代理人の資格要件及び常駐の取扱い等について必要な事項を定める。

(現場代理人の資格要件)

第2条 現場代理人の資格要件は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。(健康保険被保険証の写し等で確認を行う。)
- (2) 建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所の専任技術者でないこと。

(工事現場へ常駐を要しない期間の取扱い)

第3条 現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は、契約工期が基本であるが、次の各号に掲げる期間については、監督員(規則第58条第2項の規定により指示監督を行う関係職員をいう。)と現場代理人との間で工事打合わせ簿等の書面で明確にしていれば工事現場への常駐を要しないものとする。なお、この場合においても、受注者又は現場代理人は、監督員と常時連絡可能な体制を確保しなければならない。

- (1) 請負契約の締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの準備期間
- (2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 工事完了後、事務手続き及び後片付け等のみが残っている期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート及びエレベーター等の工場製作を含む工事の工場製作のみが行われている期間

(現場代理人の兼務)

第4条 備前市は、次の各号のすべてに該当する場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

- (1) 現場代理人として従事している又は従事しようとする工事の件数が3件以内であること。
ただし、諸経費調整対象工事は、複数件であってもこれを1件とし、諸経費調整による変更請負金額の合計が4,500万円(建築一式工事については、9,000万円)未満のものに限る。
- (2) 現場代理人として従事している又は従事しようとする工事のそれぞれの請負金額が4,500万円(建築一式工事については、9,000万円)未満であること。

(3) それぞれの工事現場が備前市内にあり、かつ、監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

(4) 兼務するいずれかの工事現場に常駐できること。

2 備前市は、次の各号の工事においては、件数に制限を設けずに現場代理人の兼務を認めるものとする。

(1) 当初請負金額が200万円以下の工事

(2) 同一の場所又は隣接した場所で行われる工事で備前市が認めるもの(諸経費調整対象工事)である場合

(3) 備前市が発注する災害復旧工事で、次の全ての要件を満たす場合

ア 工事場所が備前市内であること。

イ 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、備前市との連絡体制を確保し、備前市が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等の適切な対応を行えること。

ウ 兼務するいずれかの工事現場に常駐できること。

エ 備前市が発注する災害復旧工事以外の建設工事の現場代理人でないこと。

(国又は県が発注する工事との現場代理人の兼務の取扱い)

第5条 国又は県が発注する工事の現場代理人が新たに市の発注する工事の現場代理人を兼務する場合においては、前条第1項の規定を満たし、かつ、当該国又は県の権限のある者の承諾を得た場合は兼務を認めるものとする。

2 市発注工事の現場代理人が新たに国又は県の発注する工事の現場代理人を兼務する場合において、前条第1項の規定を満たす場合は、兼務を認めるものとする。

(兼務届)

第6条 前2条の規定により現場代理人を兼務しようとする受注者は、備前市に現場代理人兼務届(別紙)を提出しなければならない。

(兼務の取消し)

第7条 備前市は、発注者又は現場代理人が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、兼務を取り消す。

(1) 第4条又は第5条の規定に該当しなくなったとき。ただし、第8条の規定によるものを除く。

(2) 当該工事中に、安全管理不徹底及び現場体制不備等により事故が発生したとき

(3) その他兼務していると認められないとき

2 前項の規定により兼務を取り消したときは、備前市は受注者にその旨を通知するものとする。この場合において、受注者は、速やかに他方の工事に別の現場代理人を選任し、備前市に届け出ることとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年8月1日から施行する。